令和3年5月定例会

(2021年)

# 市議会議案参考資料

# (追加議案)

議案第73号 令和3年度吹田市一般会計補正予算(第7号)

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書ページ	参考資料 ページ
議案第73号	令和3年度吹田市一般会計補正予算(第7号)	5	5

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に係る補正予算について

# 1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

#### (1)目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口 資金等の特例貸付などによる支援が行なわれてきましたが、新型コロナウイルス感染症による 影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、さらに貸付を利用 できない世帯が存在しています。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものです。

### (2) 支給対象者

社会福祉協議会が実施する、緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者及び再貸付の申請を行ったが不承認となった者で、以下の(6)及び(7)の要件を満たす者

### (3) 支給額

- 一月ごとに以下の額を支給
- ア 単身世帯6万円
- イ 2人世帯8万円
- ウ 3人以上世帯10万円

# (4) 支給期間

支給決定月から三月

# (5)申請期間

令和3年(2021年)7月から令和3年8月31日まで

## (6) 収入及び資産要件

#### ア 収入要件

申請日の属する月の申請者及び当該申請者と同一世帯に属する者の収入が、市町村民税が 課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額(以下「基準額」という。)及び生活保 護法による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

#### (吹田市基準額の例)

单身者世帯123,000円 2人世帯177,000円 3人世帯223,000円

#### イ 資産要件

申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。) 以下であること。

# (7) その他要件

受給期間中、公共職業安定所に求職の申込みをし、求職活動を行うこと。 又は、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

- 2 事業費 257, 183千円
  - 一般会計(款)民生費(項)社会福祉費(目)社会福祉総務費 (大事業)社会援護事業(小事業)生活困窮者自立支援事業
- (1) 扶助費(自立支援金) 244,200千円 (申請見込件数 約1,000件(世帯))
- (2) 委託料(業務のうち支給に係る電話応対等の補助事務の派遣契約) 8,956千円
- (3) その他(消耗品、通信運搬費等)4,027千円
- ※ 財源については国庫補助金(10/10)及び雑入
- 3 事業スケジュール
- (1) 申請書の送付及び受付 7月中旬から
- (2) 給付決定及び初回給付 7月下旬以降
- (3) 申請期限 8月31日まで
- (4) 業務終了予定 11月末日